

平成30年第3回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成30年3月9日、午後1時30分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第3回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は37名

1 番	小林	敏生	20 番	羽野	勝己
2 番	松尾	彰	21 番	伊藤	猛
3 番	田中	諭	22 番	田子森	博美
4 番	山崎	信	23 番	櫻木	キクエ
5 番	後藤	干城	24 番	原田	俊昭
6 番	櫻木	和雄	25 番	石井	隆壽
7 番	井上	良夫	26 番	西川	幸男
8 番	窪山	茂隆	27 番	穴見	義夫
9 番	田中	眞知子	28 番	宮本	保孝
10 番	釜堀	豊	29 番	井手	峯勝
11 番	徳永	辰雄	30 番	大隈	弘子
12 番	高着	土良	31 番	森	洋
13 番	矢野	忠徳	32 番	和佐野	光晴
14 番	古川	ますみ	33 番	徳田	清則
15 番	田中	学	34 番	日吉	慶一
16 番	鶴川	昌洋	35 番	小嶋	嘉則
17 番	大山	源次	36 番	才田	正晴
18 番	樋口	博幸	37 番	森部	賢一
19 番	橋本	計			

3. 付議事項

- ・報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2 号 農地改良届出について
- ・報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願いについて
- ・議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2 号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・議案第 6 号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石 橋 一 良

係 長 中 村 敬一郎

事務吏員 松 尾 康 年

事務吏員 河 辺 義 弘

事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内 田 光 徳

(開 会 1 3 : 3 0)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成30年第3回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日、欠席の届出はございません。従いまして、ただ今の出席委員は37名であります。よ
って委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に29番井手委員、30番大隈
委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題としま
す。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺)1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。4頁まで計24件ございます。以上、
報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から24番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願いします。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
- 議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます
- 事務局 (松尾)5頁をお願いします。議案朗読をもって説明。3件です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。
34番日吉委員。
- 34番 (日吉委員)豪雨災害で土砂が流入し、田として利用できないため、地上げを行い、畑とし
て利用するものです。作付け予定は、野菜、果樹です。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。
- 14番 (古川委員)申請地は、窪地で水没するため地上げして畑として利用するものです。作付け
予定は、野菜です。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告番号3番について、担当委員の説明を求めます。21番伊藤委員。
- 21番 (伊藤委員)道路から下がっているため、地上げして道路と高さを合わせ畑として利用する
ものです。作付け予定は野菜です。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第3号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求め
ます。事務局。
- 事務局 (河辺)6頁をお願いします。1件でございます。議案朗読をもって説明。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番山
崎委員。
- 4番 (山崎委員)番号1番について説明します。契約の種類について売買で許可を受けていまし

議 長 だが、売買から贈与へ変更するためです。何ら問題はないと思います。
 全委員 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
 質問、意見なし。

議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とします。事務局
 事務局の説明を求めます。事務局。
 事務局 （河辺）7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。
 担当課 （内田）詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項
 の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願いいたします。
 議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。
 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題といたします。
 事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
 事務局 （寺岡）10頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）につい
 て」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要でありま
 す。ご審議方よろしくをお願いします。
 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。3
 6番才田委員あっせん委員の推薦をお願いします。
 36番 （才田委員）28番宮本委員をお願いしたいと思います。
 議 長 28番宮本委員よろしいですか。
 28番 （宮本委員）はい、了解いたしました。
 議 長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に36番才田委員、28番宮本委員を選任します。
 よろしくをお願いします。
 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。
 事務局 （寺岡）審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要でありま
 す。ご審議方よろしくをお願いします。
 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。担
 当委員は2番松尾委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
 2番 （松尾委員）24番原田委員と32番和佐野委員をお願いしたいと思います。
 議 長 24番原田委員よろしいですか。
 24番 （原田委員）はい、了解いたしました。
 議 長 32番和佐野委員よろしいですか。
 32番 （和佐野委員）承知しました。
 議 長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委
 員を選任します。よろしくをお願いします。
 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。
 事務局 （寺岡）審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要でありま
 す。ご審議方よろしくをお願いします。
 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。担
 当委員は10番釜堀委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
 10番 （釜堀委員）7番井上委員と22番田子森委員をお願いしたいと思います。
 議 長 7番井上委員よろしいですか。
 7番 （井上委員）はい、了解いたしました。

議 長 22番田子森委員よろしいですか。

22番 (田子森委員) 承知しました。

議 長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に10番釜堀委員、7番井上委員、22番田子森委員を選任します。よろしくお願いします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は9番田中委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

9番 (田中委員) 26番西川委員にお願いしたいと思います。

議 長 26番西川委員よろしいですか。

26番 (西川委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号4番のあっせん委員に9番田中委員、26番西川委員を選任します。よろしくお願いします。

次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号5番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号5番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の34番日吉委員どなたか推薦をお願いします。

34番 (日吉委員) 35番小嶋委員にお願いしたいと思います。

議 長 35番小嶋委員よろしいですか。

35番 (小嶋委員) はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号5番のあっせん委員に34番日吉委員、35番小嶋委員を選任します。よろしくお願いします。

次に12頁、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 12頁をお願いします。議案朗読をもって説明。17頁まで17件ございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番山崎委員。

4番 (山崎委員) 審議番号1番について説明します。譲渡し人の労力不足により売買により話が付いたので今回の申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番山崎委員。

4番 (山崎委員) 譲受人と譲渡し人により贈与によることで話が付いたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12番 (高着委員) 審議番号3番について説明します。両親から子への贈与です。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。20番羽野委員。

20番 (羽野委員) 審議番号4番について説明します。空き家に付属した農地で売買での取得になります。農地の指定は前回の定例会にて承認いただいております。譲渡し人は離農によるもので、譲受人について面接を行い意欲のある人でした。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。10釜堀委員。

10番 (釜堀委員) 審議番号5番について説明します。理由は、譲渡し人の離農によるもので譲受人と売買にての申請です。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。18樋口委員。

18番 (樋口委員) 審議番号6番について説明します。申請については、譲渡し人の離農により譲受人で話がまとまり売買の申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。19橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号7番について説明します。譲渡し人の耕作不便によるもので譲受人と話がまとまり売買での申請です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しな

いと判断いたします。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号8番について説明します。所有者の労力不足に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。新規就農の案件です、3月7日に面接を行いました。6月頃に機械も購入するそうです。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしく申し上げます。

事務局 補足説明いたします。経営面積が0㎡になっていますが、本日の議案第1号にて利用権設定がなされましたので申請地と併せれば6,205㎡となり下限面積を満たします。

議長 担当委員及び事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。

13番 (矢野委員) 審議番号9番について説明します。譲渡し人の労力不足のよるもので譲受人との売買によることで話がまとまったためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。

13番 (矢野委員) 審議番号10番について説明します。譲渡し人の離農によるもので、譲受人と贈与によることで話がまとまったためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。

次に、審議番号11番について担当委員の説明を求めます。11番徳永委員。

11番 (徳永委員) 審議番号11番について説明します。所有者の離農により譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。

次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員) 審議番号12番について説明します。譲渡し人の離農によるもので譲受人との売買によることで話がまとまったためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号12番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。

次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員) 審議番号13番について説明します。譲渡し人の離農によるもので、譲受人との間で売買にての申請です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号13番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。

次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員) 審議番号14番について説明します。譲渡し人の経営縮小によるもので、譲受人は経営拡大です。売買にての申請です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号14番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。

次に、審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。

14番 (古川委員) 審議番号15番について説明します。申請者は親戚関係にあります。譲渡し人の労力不足によるもので、譲受人との間で売買にての申請です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号15番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。

次に、審議番号16番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。

- 14番 (古川委員) 審議番号16番について説明します。譲渡し人の耕作不便によるもので、譲受人との間で売買にての申請です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号16番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号16番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号16番は許可といたします。
- 次に、審議番号17番について、担当委員の説明を求めます。1番小林委員。
- 1番 (小林委員) 審議番号17番について説明します。譲渡し人の経営縮小によるもので、譲受人との間で売買にての申請です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号17番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号17番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号17番は許可といたします。
- ここで、休憩いたします。

〈休憩 14:44～15:00〉

- 議長 それでは、会議を再開いたします。それでは、現地のビデオを放映します。
- 事務局 (松尾) 議案第4号及び第5号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。(ビデオ放映)
- 議長 それでは、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 18頁をお願いします。議案朗読をもって説明。4件ございます。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番山崎委員。
- 4番 (山崎委員) 審議番号1番について説明します。山間の農地で高齢でもあり耕作できないため、植林を行い山林として利用するもので山林転用です。農地法の運用、その他の農地、第2種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。20番羽野委員。
- 20番 (羽野委員) 審議番号2番について説明します。資材置き場として貸し付けて収入を得るため、貸露天資材置場を整備するもので貸露天資材置場です。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。21番伊藤委員。

21番 (伊藤委員) 審議番号3番について説明いたします。自分も氏子である隣接する日吉神社の駐車場として貸して欲しいという依頼があったため貸露天駐車場用地として使用するものです。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員) 審議番号4番について説明いたします。山間の農地で高齢でもあり耕作できないため、植林を行い山林として利用するもので山林転用です。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、20頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 20頁をお願いします。議案朗読をもって説明。23頁まで11件ございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番山崎委員。

4番 (山崎委員) 審議番号1番について説明します。7月5日豪雨災害により小石原川ダムの建設が遅れており、作業員増員により不足する駐車場とするもので3年間の一時転用です。農用地区域外、区域内、農用地区域内及び第2種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12番 (高着委員) 審議番号2番について説明します。アパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するものです。雨水は溜桝を設置して処理、生活排水は公共下水へ処理します。鉄道の駅から1km以内の農地に該当。第2種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12番 (高着委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、太陽光発電設備用地、再生可能エネルギー法による太陽光発電事業により、売電収入を得るためです。都市計画用途地域、第3種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 (徳田委員) 審議番号4番について説明します。露天資材置場への転用。事業を行うにあたり資材置き場がないため、資材置場を整備するものです。雨水は既存側溝へ流します。農用地区域外、第2種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5番 (後藤森委員) 申請目的は、露天資材置場です。災害復旧による事業拡大のため、既存資材置場に隣接する申請地を整備するものです。農用地区域外、第1種農地、敷地拡張に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。

17番 (大山委員) 審議番号6番について説明します。災害復旧による事業拡大のため、既存資材置場に隣接する申請地を整備するものです。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。22番田子森委員。

22番 (田子森委員) 審議番号7番について説明します。現在、借家住まいのため、自己用住宅1棟、カーポート1棟を建築するものです。雨水は既設排水路へ生活排水は合併浄化槽を設置

して処理されます。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。7番井上委員。

7 番 (井上委員) 審議番号8番について説明します。現在、借家住まいのため、自己用住宅1棟、を建築するものです。雨水は既設排水路へ生活排水は合併浄化槽を設置して処理されます。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。

13番 (矢野委員) 審議番号9番について説明します。転用目的、農家住宅。自宅が7/5豪雨災害で被災したため、母の土地を借りて農家住宅を建築するものです。合併浄化槽を設置して雑排水は処理します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。21番伊藤委員。

21番 (伊藤委員) 審議番号10番について説明します。自己用住宅への転用です。現在、借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽により処理。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

全委員 なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。

次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員) 審議番号11番について説明します。転用目的、農家住宅。自宅が7/5豪雨災害で被災したため、農家住宅を建築するものです。合併浄化槽を設置して雑排水は処理します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求め

ます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号11番は承認いたします。

次に、24頁、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。事務局。

事務局
議 長

（寺岡）24頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。9番田中委員。

9 番
議 長

（田中委員）ありません。

26番

西川委員。

26番

（西川委員）ありません。

議 長

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

（寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

13番矢野委員。

13番

（矢野委員）ありません。

議 長

25番石井委員。

25番

（石井委員）ありません。

議 長

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

（寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

2番松尾委員。

2 番

（松尾委員）ありません。

議 長

32番和佐野委員。

32番

（和佐野委員）ありません。

議 長

24番原田委員。

24番

（原田委員）ありません。

議 長

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
28番宮本委員。
28番 (宮本委員) ありません。

議 長 36番才田森委員。
36番 (才田委員) ありません。

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
次に25頁、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
11番徳永委員。
11番 (徳永委員) ありません。

議 長 16番鶴川委員。
16番 (鶴川委員) ありません。

議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。
以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:59)